

募集要項（共通編）の修正について（正誤表）

1 神奈川県立都市公園指定管理者募集要項〔全公園共通編〕

（一括募集を行う相模湖公園及び秦野戸川公園を除く。）

- (1) 15 ページ「10 管理に要する経費」「(1)指定管理業務に係る経費」
「イ 指定管理者が県に納付金を支払う施設（辻堂海浜公園・湘南汐見台公園のみ）」

正	誤
提案額＝①納付金	提案額＝①指定管理料

- (2) 16 ページ「イ 指定管理料、納付金の精算」（5行目）

正	誤
補填又は納付金の減額	補填又は納付金の増額

- (3) 31 ページ別表4の「No.2【提案書類について】」の留意点（4行目）

正	誤
納税証明書等の附属提出書類	確定申告書等の附属提出書類

- (4) 31 ページ別表4の「No.5」

正	誤
【申請書類、決算諸表について】	【申請書類、確定申告書について】

- (5) 31 ページ別表4の「No.5」の留意点

正	誤
決算諸表は連結・単体の両方を提出してください。	確定申告書は、申請者から提出される事業報告書及び決算諸表の内容の整合性を確認するために提出していただくものです。したがって、申請者の決算諸表と確定申告書の整合性が確認できるように決算諸表は連結・単体の両方を提出してください。

※(3)～(5)については、「確定申告書」の提出を不要としたことによるもの。

2 神奈川県立相模湖公園及び神奈川県立相模湖漕艇場並びに神奈川県立秦野戸川公園及び神奈川県立山岳スポーツセンター指定管理者募集要項〔共通編〕

- (1) 35 ページ別表4の「No.2【提案書類について】」の留意点（4行目）

正	誤
納税証明書等の附属提出書類	確定申告書等の附属提出書類

(2) 35 ページ別表 4 の「No. 5」

正	誤
【申請書類、決算諸表について】	【申請書類、確定申告書について】

(3) 35 ページ別表 4 の「No. 5」の留意点

正	誤
決算諸表は連結・単体の両方を提出してください。	確定申告書は、申請者から提出される事業報告書及び決算諸表の内容の整合性を確認するために提出していただくものです。したがって、申請者の決算諸表と確定申告書の整合性が確認できるように決算諸表は連結・単体の両方を提出してください。

※(1)～(3)については、「確定申告書」の提出を不要としたことによるもの。

以上